

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

有利な贈与をしよう

Q: 贈与税は税金の中でも最も高率であると聞きましたが、どのような贈与をすれば有利になりますか。

A: 次の特例等を活用してみてください。

(1) 基礎控除の60万円

毎年60万円贈与しても、贈与税は課税されません。ただし、毎年同じ日に60万円の贈与を一定期間続けると、総額の分割払いとみなされる場合がありますので、注意が必要です。

(2) 扶養義務者相互間における非課税

生活費又は教育費に充てるための贈与で、通常必要であると認められるものであれば、贈与税は課税されません。ただし、貯蓄に回したり、必要の都度ではなく、一括贈与の場合は課税の対象になります。

(3) 特別障害者に対する信託受益権の非課税

特別障害者1人につき、一生を通じて6,000万円まで非課税です。

(4) 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又はそれを取得するための金銭の贈与を受けた場合には、課税価格から2,000万円を控除することができます。

(5) 住宅取得資金の贈与

直系の父母又は祖父母から、住宅用家屋の新築又は取得に充てるための金銭の贈与を受けた場合、一定の要件のもとに贈与額300万円までは無税、1,000万円までについては、軽減措置が適用されることになっています。

